

資料 6 (日中系)	H22. 03. 25
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

介護給付費等算定に係る体制等に 関する届出書の提出について

平成 22 年 3 月 25 日
千葉県障害者自立支援課

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について

はじめに

障害福祉サービス等における人員配置基準や報酬算定要件については、原則として、前年度の平均利用実績に応じて、必要となる人員配置数及び費用算定区分を決定することとなる旨が規定されています。

具体例として、共同生活介護については、指定基準において、基準上必要となる世話人等の数を算定する際の利用者数は、前年度の平均値とする旨が規定されており、また、留意事項通知において、報酬算定上満たすべき算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均値を用いることとされています。

つきましては、平成22年度における、人員配置計画の策定や介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出に当たっては、以下の事項についてご留意いただきますようお願いいたします。

1 届け出手続きについて

(1) 届出に係る加算等の算定の開始時期（算定される単位数が増えるものに限る。）

①届出が毎月15日以前になされた場合 → 翌月サービス提供分から適用

②届出が16日以降になされた場合 → 翌々月サービス提供分から適用

(2) 平成22年4月サービス提供分に係る体制届出の提出期限

前年度実績の取りまとめ事務に要する期間を鑑み、提出期限を以下のとおりとします。

①児童デイサービス、共同生活介護、共同生活援助

平成22年4月15日（木）までに、障害者自立支援課宛てに提出

②生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

平成22年4月 9日（金）までに、障害企画課宛てに提出

2 前年度の平均利用実績の算出について

(1) 既に1年以上の利用実績のある場合

当該年度の前年度の平均を用いて算出してください。

この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げてください。

(以下の事例においても同様です。)

(2) 新設、増改築等の場合

①前年度、1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）

新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%としてください。

②実績が、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の場合

直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数を算出してください。

③新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合

直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数を算出してください。

(3) 定員を減少する場合

減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数を算出してください。

(4) 療養介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の場合

利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数としてください。なお、入所等した日を含み、退所等した日は含みません。

(5) 特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業者等へ転換する場合

上記に関わらず、当該指定申請の日の前日から概ね過去 1 月間の特定旧法指定施設等としての実績によることとなります。

(6) 定員規模別単価の取扱いについて

療養介護、生活介護、児童デイサービス、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定することとなります。

ただし、多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する指定障害者支援施設等については、当該事業所の複数のサービスの利用定員の合計を利用定員とした場合の報酬を算定することとなります。

(7) 前年度の利用者の実績と当該年度の実態が著しく乖離する場合

届出書類を基に要件の審査を行い、必要に応じて協議することとします。

事業所の新設又は増改築等の日から 3 月間の実績により見直す等で、対応することとします。

参 考

- 指定基準・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）
- 解釈通知・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）
- 報酬告示・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）
- 留意事項通知・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）